

令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会

第1回地域生活支援専門部会 次第

令和4年7月1日(金) 午後2時から

障害者会館AB会議室

1 開会

2 議題

(1) 部会長の互選・副部会長の指名について

【資料第1号】

(2) 地域生活支援専門部会の検討事項について

【資料第2号】

(3) 令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会について

【資料第3-1～2号】

(4) 居住支援の課題について

【資料第4-1～5号】

3 その他

《その他配付資料》

・文京区障害者地域自立支援協議会地域生活支援専門部会名簿

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

19文福障第1705号	平成20年2月18日区長決定
19文福障第2191号	平成20年3月31日一部改正
23文福障第2692号	平成24年3月30日一部改正
24文福障第688号	平成24年6月01日一部改正
24文福障第2127号	平成25年1月24日一部改正
26文福障第3145号	平成27年3月30日一部改正
27文福障第2238号	平成28年2月01日一部改正
30文福障第2657号	平成31年3月15日一部改正
2019文福障第2982号	令和2年3月18日一部改正
2020文福障第2045号	令和2年12月18日一部改正
2021文福障第2084号	令和3年12月17日一部改正

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 2名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要があると認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は3年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。
 - (1) 就労支援専門部会
 - (2) 相談支援専門部会
 - (3) 権利擁護専門部会
 - (4) 障害当事者部会
 - (5) 地域生活支援専門部会
- 3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。
- 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 6 第2項第1号から第4号までに規定する部会の部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。
- 7 第2項第5号に規定する部会の部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者をもって構成する。
- 8 前2項に規定する者のほか、部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下この項において同じ。）が必要があると認めるときは、部会長は、協議会委員以外の者を部会員として指名することができる。
- 9 部会長は、必要があると認めるときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。
- 10 部会は、部会長が招集する。
- 11 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 12 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。
- 13 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関等において処理する。
 - (1) 就労支援専門部会 文京区障害者就労支援センター
 - (2) 相談支援専門部会 文京区基幹相談支援センター

- (3) 権利擁護専門部会 文京区社会福祉協議会権利擁護センター
- (4) 障害当事者部会 文京区基幹相談支援センター
- (5) 地域生活支援専門部会 福祉部障害福祉課

14 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する公募の手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

福祉関係	文京区社会福祉協議会	1名
	民生・児童委員協議会	1名
	文京区家族会	1名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所	1名
	都立精神保健福祉センター	1名
事業者関係	区内指定一般相談支援事業者 区内指定特定相談支援事業者 区内障害福祉サービス事業者	5名以内
障害者支援施設関係	区内障害者支援施設	1名

別表第2（第3条関係）

区職員 委員	福祉部障害福祉課長 保健衛生部予防対策課長 文京保健所保健サービスセンター所長 教育推進部教育センター所長
区委託事業所等	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長 区立本郷福祉センター施設長 障害者就労支援センター所長 障害者基幹相談支援センター長

令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会

各専門部会の検討事項について

令和4年度の各専門部会の検討事項は、下記の事項とし、検討事項については、文京区障害者地域自立支援協議会（親会）へ検討の進捗状況等を報告する。

また、各専門部会は、検討事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

記

1 相談支援専門部会

相談支援に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステム等についての調査・研究・検討を行う。

全年代における切れ目ない支援を含む相談支援体制の強化について検討する。

2 就労支援専門部会

就労に関する支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

障害者就労支援ハンドブックの周知啓発及び福祉的就労の充実について検討する。

3 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

障害当事者及び関係団体等の意見を踏まえて成年後見制度と意思決定支援の課題について検討する。

4 障害当事者部会

障害理解を深めるための啓発活動等についての検討を行う。

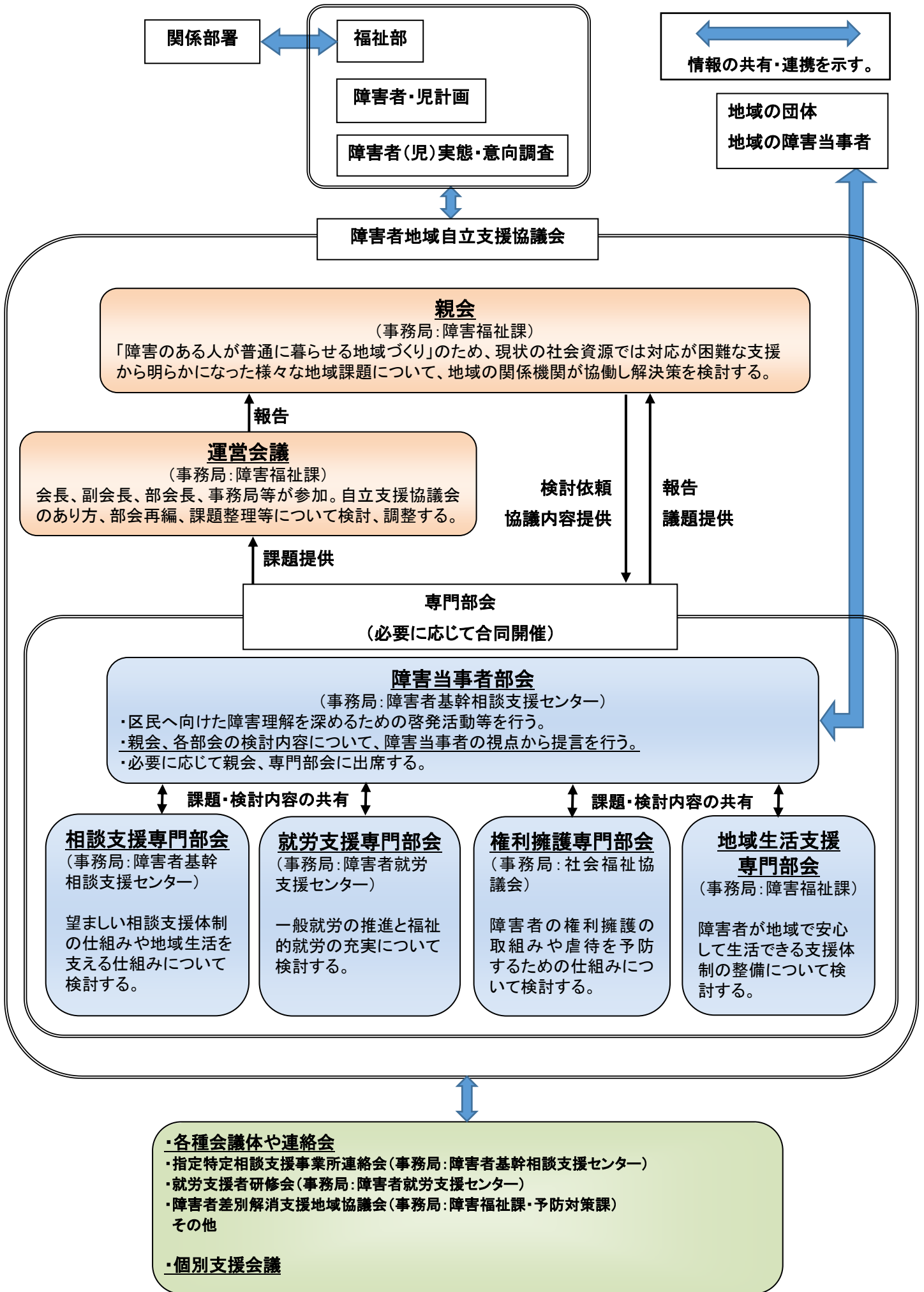
他専門部会や関係団体等と協同して開催し、障害当事者の視点から障害福祉に係る諸課題について検討する。

5 地域生活支援専門部会

障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築について検討を行う。

令和4年度に地域生活支援拠点を設置する大塚地区及び駒込・富坂地区の地域課題への対応について検討する。

令和4年度 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図



令和4年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 (親会)			第1回 (6/6)				第2回					第3回

	検討依頼 ・課題の説明(※) ・報告 課題に意見 ・解決策の説明(※) ・報告 解決策に意見											
障害当事者部会				第1回		第2回					第3回	

	課題の説明(※) 課題に意見 解決策の説明(※) 解決策に意見											
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

専門部会	(※)「親会で優先して協議する課題」に関する専門部会のみ障害当事者部会と親会に対して課題の説明、解決策の説明を行う。 「親会で優先して協議する課題」は第1回専門部会後の運営会議で決定する。 ・その他の専門部会は検討事項に基づき協議を行い、親会において報告を行う。											
-------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

相談支援 専門部会				第1回					第2回			第3回
就労支援 専門部会				第1回					第2回			第3回
権利擁護 専門部会				第1回					第2回			第3回
地域生活支援 専門部会				第1回					第2回			第3回

文京区障害者（児）実態・意向調査結果（抜粋）

資料第4-1号

（調査書配布数 5,326件、 回答数 2,431件、 回答率 45.6%）

単位 %

① あなたを主に介助・支援している人はどなたですか。	配偶者 23.6	母親 20.3	子 13.4	兄弟・姉妹 5.3	父親 4.4	
	ホームヘルパー 8.3	その他 24.7				
② 主に介助・支援している家族や親族は何歳ですか。	39歳以下 6.4	40歳代 6.4	50歳代 23.5	60歳代 23.6	70歳代 25.3	80歳以上 13.7
③ その家族や親族があなたを介助・支援できなくなった場合はどうしますか。（複数回答）	同居の他の家族に頼む 22.6	別に住んでいる家族に頼む 20.8	施設入所 16.5	ホームヘルプ利用 15.4		
	グループホーム入居 9.8	老人ホーム等入所 12.2	病院入院 5.7			
④ 日常生活で困っていることはありますか。（複数回答）	健康不安 38.1	将来不安 37.9	経済的不安 28.4	緊急時の対応に不安 25.3	家事ができない 22.5	
	外出に支障 21.1	介助者の高齢化 14.2	介助者の負担大きい 10.3	住居に支障 6.3		
⑤ 今後、どのような生活を希望しますか。	地域で独立して生活 29.2	親・親族と一緒に生活 28.8	区内の施設に入所 4.3	老人ホーム等入所 3.9		
	グループホーム入居 3.3	その他 30.5				
⑥ 地域で安心して暮らしていくためには、どのような施策が重要だと思いますか。（複数回答）	障害理解の促進 31	福祉・医療・介護との連携 28.8	経済的支援の充実 28.5	身近な相談の場の充実 17.7		
	居住支援の充実 12.1	障害者向け住居の確保 10.8	短期入所の整備 9.6	グループホーム整備 6.8		
⑦ 住まいに関してどのようなことで困っていますか。（複数回答）	建物の老朽化 17.2	家賃など住居費の負担 14.8	バリアフリーに問題 9.5	近隣住民との人間関係 5.7		
	転居のサポートがない 3.4	入居を断られた 2.3				
⑧ 住まいに関してどのような支援を必要としていますか。（複数回答）	耐震化などの災害対策 12.8	公営住宅への優先入居 9.5	住宅改造費の貸付助成 11.8	賃貸住宅への入居支援 9.5		
	住宅探しのサポート 7.8					

435表 区市町村における相談支援（令和3年度）

資料第4-2号

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

（相談支援を利用している障害者等の人数）

	実人員 (1)	身体障害 (2)	重症心身障 害 (3)	知的障害 (4)	精神障害 (5)	発達障害 (6)	高次脳 機能障害 (7)	その他 (8)
障害者 (01)	1248	235	15	470	1151	69	5	44
障害児 (02)	46	60	13	208	2	93	0	5
計 (03)	1294	295	28	678	1153	162	5	49

（相談支援事業の実施体制）

	区市町村直営で実施		委託相談支援 事業所で実施 (3)
	障害福祉主管 課で実施 (1)	直営相談支援 事業所で実施 (2)	
身体障害 (04)	0	0	0
知的障害 (05)	0	0	0
精神障害 (06)	0	0	0

（支援方法）

	訪問 (1)	来所相談 (2)	同行 (3)	電話相談 (4)	電子メール (5)	個別支援会議 (6)	関係機関 (7)	その他 (8)	計 (9)
件数 (07)	1987	2829	567	23184	593	320	5844	110	35434

（支援内容）

	福祉サービスの 利用等に関する 支援 (1)	障害や病状の 理解に関する 支援 (2)	健康・医療に 関する支援 (3)	不安の解消・ 情緒安定に 関する支援 (4)	保育・教育に 関する支援 (5)	家族関係・人 間関係に 関する支援 (6)	家計・経済に 関する支援 (7)	生活技術に 関する支援 (8)	就労に関する 支援 (9)
件数 (08)	12001	1652	5927	11897	110	2732	442	1528	469
(再掲) ピアカウン セラー (09)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	社会参加・余 暇活動に 関する 支援 (10)	権利擁護に 関する 支援 (11)	その他 (12)	計 (13)
件数 (10)	353	61	3703	40875
(再掲) ピアカウン セラー (11)	0	0	0	0

審査要領

（相談支援を利用している障害者等の人数）

(1) ≤ 各表頭の(2) + (3) + (4) + (5) + (6) + (7) + (8)

（支援内容）

各表側の(08) ≥ 各表側の(09)

(8) 家賃と収入

- 借家に居住する1か月当たり家賃について、10～15万円未満が22.9%で最も高く、次に8～10万円未満と6～8万円未満がともに21.7%となっています。
- 20年間の借家に居住する1か月当たりの平均家賃を見ると、本区は特別区部より平均約14,000円高くなっています。
- 平成30年の借家に居住する1か月当たりの本区における平均家賃は10万円を超えています。
- 主世帯の年間収入階級別住宅の1か月当たり家賃を見ると、年間収入が低くなるほど、家賃10万円未満の借家に住んでいる世帯の割合が高くなります。特に年間収入300万円未満と300～500万円未満では家賃10万円未満の割合が約7割となっています。

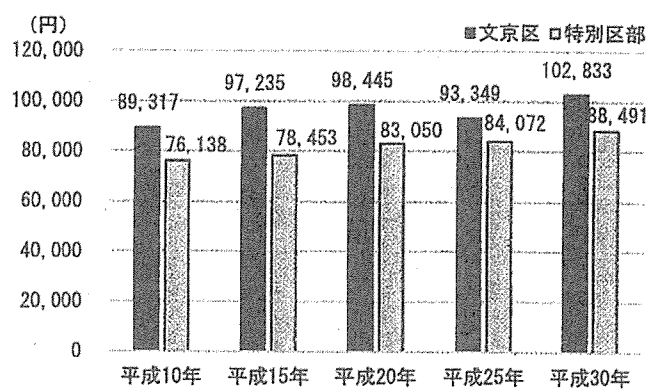
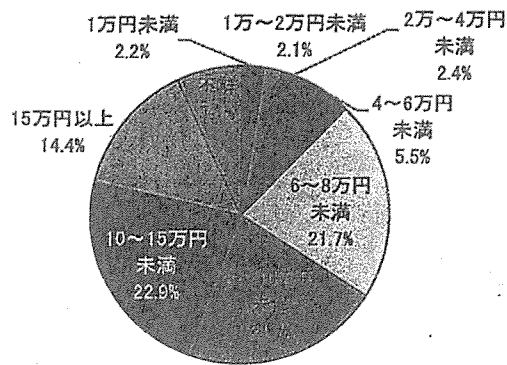


図3-20 借家に居住する1か月当たり家賃

資料：住宅・土地統計調査（平成30年）

図3-21 借家に居住する1か月当たりの平均家賃の比較

注：平成10年～20年は家賃50円未満を含まない平均家賃
平成25年～30年は家賃0円を含まない平均家賃

資料：住宅・土地統計調査（各年）

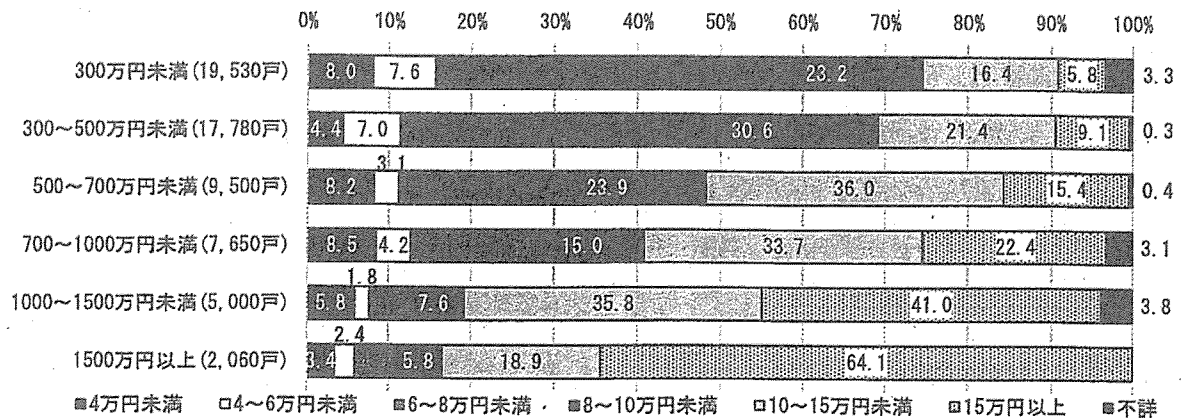


図3-22 主世帯の年間収入階級別住宅の1か月当たり家賃

資料：住宅・土地統計調査（平成30年）

(入院者数は2020年6月30日時点で精神科病棟に入院している患者の数を示しています)

病院住所	入院者数(人)	入院者数(65歳未満/人)	入院者数(65歳以上/人)
合計 (〇内は全国中央値)	107(44)	36(15)	71(28)
人口10万人あたり (〇内は全国中央値)	47.3(138.6)	15.9(49.0)	31.4(86.9)
東京都 練馬区	2	0	2
東京都 北区	5	2	3
東京都 府中市	3	1	2
東京都 板橋区	8	2	6
東京都 八王子市	7	5	2
東京都 東村山市	2	0	2
東京都 東久留米市	2	1	1
東京都 調布市	3	0	3
東京都 町田市	1	0	1
東京都 台東区	2	0	2
東京都 多摩市	4	1	3
東京都 青梅市	10	3	7
東京都 西東京市	1	0	1
東京都 世田谷区	1	1	0
東京都 小平市	3	1	2
東京都 小金井市	2	2	0
東京都 三鷹市	3	3	0
小計(都内)	59	22	37
千葉県 野田市	1	1	0
千葉県 八千代市	1	1	0
千葉県 八街市	1	0	1
千葉県 柏市	3	0	3
千葉県 南房総市	1	0	1
千葉県 船橋市	2	1	1
千葉県 市原市	1	0	1
神奈川県 相模原市緑区	1	0	1
神奈川県 相模原市南区	1	0	1
神奈川県 清川村	1	1	0
神奈川県 秦野市	1	1	0
神奈川県 小田原市	1	1	0
神奈川県 厚木市	1	1	0
神奈川県 横浜市旭区	1	0	1
埼玉県 和光市	3	0	3
埼玉県 飯能市	3	0	3
埼玉県 八潮市	3	2	1
埼玉県 川口市	1	0	1
埼玉県 川越市	4	0	4
埼玉県 所沢市	1	0	1
埼玉県 春日部市	1	0	1
埼玉県 三芳町	2	0	2
埼玉県 三郷市	2	0	2
埼玉県 熊谷市	1	1	0
埼玉県 滑川町	1	1	0
埼玉県 越谷市	1	0	1
埼玉県 さいたま市見沼区	1	1	0
茨城県 稲敷市	1	1	0
栃木県 宇都宮市	2	0	2
新潟県 新潟市西区	1	1	0
岩手県 奥州市	1	0	1
静岡県 沼津市	1	0	1
長崎県 雲仙市	1	0	1
小計(都外)	48	14	34
合計	107	36	71

障害福祉サービス利用実績

資料第4-5号

①グループホーム入居者

4年4月現在

	身体	知的	精神	合計
区内	5	27	12	44
都内（区外）	0	37	30	67
都外	1	18	6	25
合計	6	82	48	136

②施設入所者

4年4月現在

	身体	知的	精神	合計
区内	11	29	0	40
都内（区外）	7	28	1	36
都外	5	48	0	53
合計	23	105	1	129

③地域移行・定着支援利用者

3年度実績

	身体	知的	精神	合計
区内	0	1	8	9
都内（区外）	0	0	1	1
都外	0	0	0	0
合計	0	1	9	10

④居宅介護利用率

4年4月実績

	身体	知的	精神	難病
利用者（人）	53	24	128	5
支給決定量（時間）	1268.5	466.5	2228.25	201
利用実績（時間）	697.75	204	995.5	105.5
利用率（％）	55.01%	43.73%	44.68%	52.49%
	児童	合計		
利用者（人）	10	220		
支給決定量（時間）	293.5	4457.75		
利用実績（時間）	107	2109.75		
利用率（％）	36.46%	47.33%		

* 利用率 = 利用実績 ÷ 支給決定量

⑤精神障害者単身生活サポート事業利用者

3年度 8人

2年度 7人

No.	所属・役職等	氏名
1	障害者基幹相談支援センター 所長	安達 勇二
2	祐ホームクリニック吾妻橋 医師	夏堀 龍暢
3	地域活動支援センターエナジーハウス 所長	松尾 裕子
4	文京地域生活支援センターあかり 施設長	高田 俊太郎
5	リアン文京 課長	児玉 俊史
6	高齢者あんしん相談センター富坂 センター長	岩井 佳子
7	文京区社会福祉協議会地域連携ステーションフ ミコム 係長	浦田 愛
8	ホームいちょう 職員	佐藤 瑠生
9	陽だまりの郷 職員	當村 雪恵
10	民生・児童委員協議会 富坂地区委員	早藤 佳代子
11	民生・児童委員協議会 駒込地区副会長	豎村 仁美
12	民生・児童委員協議会 大塚地区副会長	東條 清子
13	障害福祉課身体障害者支援係長	渋谷 尚希
14	障害福祉課知的障害者支援係長	荒井 早紀
15	保健サービスセンター保健指導係長	小谷野 恵美
16	保健サービスセンター保健指導担当主査(本郷支所)	加藤 たか子
17	福祉政策課福祉住宅係長	工藤 麻衣子